

秋田県環境審議会議事録

- 1 日 時 平成25年1月9日(水) 13:30から15:10まで
- 2 場 所 秋田県議会棟 大会議室
- 3 出席者 (委員) 36名中28名出席1名代理出席
赤川委員、石山委員、伊藤委員、岩本委員、小笠原暁委員、小笠原真澄委員、小山田委員、片野委員、門脇委員、金委員、沓沢委員、合田委員、近藤委員、齋藤委員、佐藤委員、菅原委員、津村委員、露崎委員、那須委員、西出委員、星崎委員、西村委員、松葉谷委員、丸山委員(代理 首藤生産技術課長)、三浦委員、山本尚子委員、山本まゆみ委員、吉澤委員(敬称略50音順)
(県)
山田生活環境部長、佐々木生活環境部次長、齋藤環境管理課長、倉部八郎湖環境対策室長、石郷岡温暖化対策課長、嵯峨環境整備課長、阿部自然保護課長

4 議 事

(1) 報告事項

○部会の議決事項について

環境保全部会、八郎湖水質保全部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会の各部会長が、これまで各部会で議決した事項等について報告を行った。

(2) 議案

○秋田県環境影響評価条例の一部改正について

適当である旨答申することが決定された。

〈諮問に関する質疑の概要〉

- | | |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 | 今回の改正のようにアセスメントが厳密化されていく背景には、どのようなことがあったか。 |
| 県 | インターネットによる公表ということについては、電子化が進んでいるためであり、時流にあったものと考え。また、方法書の内容を分かり易くするため、方法書の要約書の作成や説明会の開催を義務づけた。 |
| 委員 | 平成12年7月以降で、条例の範囲内でアセスを行った事例を紹介して欲しい。 |
| 県 | 大仙市神岡の大規模工業団地建設と能代市の能代火力発電所隣接の公有水面への最終処分場建設の2件である。 |
| 委員 | 能代の環境影響評価について、どのような方法で評価がなされてきたのかがよく見えない。具体的にどのような方法、計算方式で資料が作成され |

たのか教えて欲しい。

県 通常、調査には現地調査と文献調査がある。文献調査は文献を収集するものであり、現地調査は春・夏・秋・冬の4期の調査を実施する。場合によっては、生物関係、特に猛禽類等の希少種がある場合については1年半、2営巣期という形でガイドラインがある。そのような形で調査を実施し、どのような影響があるのかいろいろなシミュレーションをして予測し、その結果に対して環境が保全されるのかという評価することになっている。このため、アセスには2、3年程度かかるということになる。

委員 現時点で調査をして、事業が2年、3年と進んでいく中で、どういう方法論でその評価が可能なのか、教えて欲しい。

県 生物と大気、水質、騒音等の環境とはやり方が違っている。環境については、現状がバックグラウンドになり、それに事業を行うによってどれだけ負荷がかかるのかということを中心に最大限で考えて、それに現状プラスどれくらいなのか、といったことを計算等を出して最終的に評価するというのが一般的になっている。参考資料の「環境アセスメント制度のあらまし」というパンフレットの10ページに概略で記載しているとおり、現地調査で得られたデータを予測式に当てはめ、影響の度合を測ることになっている。

委員 能代の埋立ての場合でも、資料の中に、どういう計算をして、どういう結果が出たから評価がよい、という結論になったのかが具体的に見えてこなかった。大気質でもいろいろあるので、それぞれのものによって計算式が違うとは思いますが、その式を示して、その式に当てはめるとこういう結果になった、というカテゴリーがあっているのではないかと思う。

委員 今日ここで承認することは、条例の改正概要と条例改正案のどちらになるのか。

県 条例案は議会の審議事項であり、本審議会では改正の内容の大枠の部分について妥当かどうかを判断していただくということである。

委員 資料1には、配慮諸手続については条例の対象事業が法の配慮諸手続の義務づけがない第二種事業と同規模以下であること等から、本県では今後導入を検討することとする、という記述があるが、第二種規模と同等以下であるから導入を検討する、ということとはどのような意味か。

県 先ほどのパンフレットの5ページに記載しているのが法律で対象として

いる事業の一覧である。必ず環境アセスメントを行う事業として第一種事業というものを定めて、アセスメントをやるかどうかを個別に判断する事業として第二種事業というものが挙げられている。規模からいうと、第一種事業の75%程度の規模のものを第二種事業として法では定めており、この法の第二種事業について、法に基づきアセス手続きをしなくても、条例に基づいて必ずアセスを行う、という作り方をしている。パンフレットの7ページには、配慮書の手続きについて記載されているが、第一種事業については、この配慮書を必ずやるように法律で定められており、第二種事業では任意でできることになっている。法で義務づけをしていないものを条例で義務づけることも可能ではあるが、全国の状況を見ても、この配慮書の手続きを取り入れるところがすべてではないということもあり、今後引き続き検討していくこととしている。

委員 ここでいう導入を検討するというのは、もう少し具体的にいうと、配慮書の手続きを行うかどうかを検討するということでいいか。

県 これまでも検討はしているが、現段階では条例の改正には盛り込まないけれども、導入するかどうかも含めて、今後も引き続き検討していくことである。

委員 方法書説明会を開催することができない場合は、当該方法書説明会を開催することを要しないとされているが、具体的にはどのような場合か。

県 その責めに帰すことができない場合ということになっており、規則でその場合を示すことになる。具体的には、天災、交通の途絶、その他不測の事態であることと、事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであることといった事由を掲げている。

委員 インターネットは結構だと思うが、県民の何%くらいがインターネットでやりとりすることが可能なのかと、風力発電は環境影響評価条例にどのような形で組み込まれているのかをお聞きしたい。

県 インターネットの普及率は把握していないので、後で調べてお答えさせていただきます。

委員 アドレスが県民に知らされなくても開けるのか。

県 基本的には県のウェブサイトを通じて事業者のサイトに載っているものを見ていただくか、事業者のサイトに直接行っていただくかのどちらかに

なる。

委員

そのようなことをわかっている県民が何%ぐらいいるのか。

県

県で行う場合には、県の広報でこういう書類を縦覧している、ということをお知らせしている。事業者が行う場合には、日刊紙等の公告欄に縦覧のお知らせをしている。それを見るか見ないかという問題はあるが、できる限りの方法でお知らせはしているので、どれぐらいかということは把握していないが、努力はしているということを御理解いただきたい。インターネットのほかにも従来の紙ベースによる窓口での閲覧ということは引き続き行うことにしているので、仮にインターネットが使えない方がいる場合は、窓口で閲覧をしていただくしかない。

風力発電については、法の改正により、出力が1万キロワット以上の風力発電が第一種事業として追加された。これについては、条例の方でも対象とすべきというような考え方もあり、内部で検討はしたところであるが、国で定めた規模が1万キロワットということで、現在の風力発電施設から考えると4基ないし5基程度あれば、アセスをやらなければならないといったような形になっている。県の条例規制するものが定めているものは、法の第二種事業以上のものについてやることになるので、7,500キロワット以上のものを対象とすることになるが、当面は対象として追加しないこととした。国の方で、最近の風力発電に占める一定規模以上の発電所の割合を調査しており、1万キロワット以上の風力発電で84%程度、7,500キロワット以上で93%となっており、今行われているものは法対象以上のものがほとんどであるといったこともある。それで、国の方で風力発電を追加するときに、条例で対象としなくても法律の方で十分対応できるような規模にしよう、という考え方で制度を作ったこともあるので、秋田県としては、とりあえず風力発電については、今回は対象としないと考えている。県内で、風力発電に関する苦情等はほとんどないということもあって、あえて条例で対象事業とする必要はいまのところはないかという考えもので、当分の間は風力発電を条例に追加しないこととした。

委員

第二種事業の場合は、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断するという事になっているが、それは事業者が判断するという事か。また、その判断が妥当なものであるかどうかを誰かがチェックする仕掛けは作られているのか。それがないと、対象外と第二種の区別がつかなくなる様な気がした。

県

第二種事業の判定をスクリーニングと言っているが、やるかやらないかを最終的に判断するのは主務大臣となる。例えば、電気事業であれば経済

産業大臣、道路事業等では国土交通大臣がその事業を実施するときには事前の調査を行い、書類を作った上でその主務大臣の方に判断を仰ぐことになるが、それで環境にほとんど影響がないという判断が下されれば、アセスが不要という形になっている。規模が小さくても環境アセスメントを行う必要がある場合の事業の例として、規模は小さくても周りの環境に与える影響が非常に大きい、例えば火力発電所の事業だとか、あるいは自然環境でいえば、その近くにこういう猛禽類等希少種が生息しているだとかということがあれば、それについては県知事の方からも主務大臣の方に意見を出せることになっている。

委員 県知事の意見をもとに大臣が判断した結果については、国民は信頼するしかない、そういう法律になっているという理解でよろしいか。

県 そのとおりである。

委員 諮問第11号の骨子案のフロー図の中に、括弧書きで何箇所か「インターネットによる公表を義務化」と書かれてある。方法書、準備書、評価書の方にもあるが、事後調査のところには、「(インターネットの利用による方法等の規則に定める方法)」とあり、本文の方にも「インターネットの利用その他の方法」と書いてある。この「インターネットの利用その他の方法」というのは、インターネットでやらない場合は従来どおり紙である、というように読み取れなくもない。誤解が生じる恐れがあるので、この記載に当たっては、「インターネット及びその他の方法」と記載する方が、基本的にインターネットで公表は必ずするけども、何か理由がある場合やできない場合には、従来どおり紙による方法で閲覧すると読み取れた方がいいかと思う。

県 方法書、準備書、評価書については、紙ベースでの公告縦覧を行っていたものであり、それについては、紙ベースはもちろんのこと、インターネットによる公表も義務化するというような形になっている。事後調査の方については、これまで公表規定がなかったので、当然紙ベースでの公表というものもあることになる。それプラス、インターネットでの公表ということで、これについては規則の方で公表の仕方を定めることにしている。基本的には先ほども説明したように、関係事業者、あるいは市町村、県等の窓口での紙ベースでの公表、それからインターネットによる公表、ほぼこの二通りになる予定である。

委員 想像であるが、文書関係は、わりとインターネットで公表する際も容量としては少ないかと思う。例えばPDFで文書を貼り付けるなどということは簡単だが、この環境アセスのいろいろな書類の中には図面が結構出てくと思う。範囲の図面とか、どこで検出されたとかという説明の添付図面が非常に大きな電子版の容量を必要とすると思う。そうすると、かなりの制約を受けると聞いていた。方法書、準備書、その他の書類の要約をインターネットで公表

するというのは、そういうふうに取り取れるので、今の回答だと、紙の報告書の縦覧が先にあって、家庭にあるコンピューターでダウンロードできる程度の大きさのものはインターネットで公表するというイメージでよいか。

県 基本的には紙で作ったものを全て公表するということになるが、そのダウンロードの話になると、そこまでできるような条文にはなっておらず、インターネットで見るとはできる。それをダウンロードして、例えば、見た方が自分のところで印刷しようというようなことは、それぞれの事業者の判断になるが、そこまでは多分著作権の問題等があるので、やられないのではないかと思います。

委員 縦覧というのは、意匠登録とかそういう範囲のものではなくて、公にもう張り出すものと思っていいたいと思う。ということは、ダウンロードして印刷もできるというイメージを持っていて、そのようなことから電子版のその容量の限界のようなものを感じていた。今後、規則でその辺りはうまく審議されると思う。また、パブリックコメントは「美の国」に多分出ていただろうと思うが、関係する事業者等に、こういうパブリックコメントを募集している、というような積極的に意見を吸い上げるような活動をされたのか、もしくは「美の国」に貼ってあっただけで、その間何も意見がなかったという状況なのか、どちらかをお尋ねしたい。

県 事業者等に対して積極的に意見を求めたということはない。基本的には「美の国」の方にお知らせとしてパブリックコメントするという形で載せていたのと、あとは各地域振興局の方に同じ内容のものを備え付けて、紙ベースでも見ることができる、といったようなお知らせをしたということである。一般的なそのパブリックコメントを取るときに関係団体等に意見を聞くというのは、あまりないのではないかと思います。通常の様子で行った。

委員 風力発電は、環境省では1万キロワット以上、それから4～5基ぐらいの7,500キロワット以上は環境影響評価は必要だが、秋田県では風力発電に対する環境影響評価の条例の必要はないというように読み取ってよいのか。

県 今のところ条例で定めることはしないということである。法律に絡む案件については、これまでと同じように県に書類を出していただいて審査することになるので、環境影響評価審査会にもご意見を伺うということになると思う。

委員 その辺がよくわかりにくいのだが、事業者は当然環境アセスをある程度、何らかの形ですることになると思うが。

県 それ以下の規模についても、基本的には風力発電を作る場合にはNEDOという機関の補助金等を使ってやっており、法律ほど厳しいものではないが、そ

の申請の要件として環境アセスを必ず行っている。

また、今、それで足りないということで、風力発電事業者の団体の方で自主規制として1,000キロワット以上の風力発電については、法律に準じたような形でアセスを行うという内規のようなものがあるため、まったくやっていない事例というのはほとんどないと思われる。

委員 私を感じでは、これから、県も推進していくようであるし、風力がどんどん増えてくると思う。近い将来、条例が必要になってくるのではと感じておりますので、何か機会があったらその辺配慮していただければと思う。

県 今後も引き続き検討していくこととしている。

委員 先ほどインターネットで公表される際に、閲覧のみを想定していてダウンロードは想定していなかったというようなお答えがあったが、今はPDFで閲覧だけできるような状態だとしても、例えばビューアーがインターネットビューアーである場合は印刷が可能であるし、また、例えばパソコンの画面をデジタルカメラで撮って、それを文字解析するソフトいうのもあるので、本当に手元に持ってきてみたいという方はそういったOCRのソフトを使ってデータとしてダウンロード可能な時代になっている。本当に閲覧だけを望みたいというのであれば、その他の方法をとっていただくなり、またはダウンロードというところを考慮していただいた資料を公表されるというのをご検討いただければ、と思う。

県 おっしゃるとおり、やりたければどうにでもできると思う。ただ、事業者の判断で、これはできるだけ印刷はしてほしくないといったような場合には、例えばPDFの閲覧機能だけを許可するといったような形ですので、それについてそれ以上の、例えばスクリーンを切り貼りするだとか、そういったものに対しての防御は考えていないと思う。基本的には、どなたでも見られるようにというのが今回のその改正の趣旨であるので、どうしても印刷したい方はいろんな方法でやることも可能だと思うが、そこまでは我々のこの条例の中でも規制等はするつもりはないし、その辺は閲覧される方の考え方になるかと思う。

委員 PDFも大分性能向上しており、今は例えばマイクロソフトのワードやエクセルなども、直接PDFでも保存できるような形式になっているので、大分容量も圧縮されているかと思う。どういった形で作るかは別としても、いろいろよいような形をとってもらえれば、と思う。

委員 4ページのフロー図の中で一点だけ確認させていただきたいが、住民の意見を説明会を開催して、例えばいろいろな意見が出されると、その意見は普通こういう会議だと事務局がまとめたりするが、説明会の場合は、そういう意見をどのようにするのか、それは事業者の方でまとめて、後で報告するような形に

なるのか。それとも、オブザーバー的な形で行政が関わるような形なのか。また、その住民の意見が環境影響評価審査会にのっかってくるようなフローで理解すればよろしいか。

県 方法書の説明会の開催は今回追加するわけだが、現状で行っている準備書の説明会については、当然主催するのは事業者である。事業者が、いつどこで行うのかについては知事に報告してもらおう。また、結果についても知事に報告してもらおう。そういう形で事業者から報告をもらい、説明会でどういう意見が出たか、というのは県の方でも把握はしている。

それから、ここに書いてある住民意見というものは、縦覧をしている間の住民意見という意味であり、それについては事業者の方に提出されるが、どういう意見が出たかということについては県の方に報告がある。その内容については、私どもの方でアセス審査会のときに委員の皆様にもお知らせして、さらに知事意見を出すときには、その住民の意見にしっかり配意することになっているので、当然環境保全上の意見だということで知事意見としても出さなければならないという事項については、知事の意見として事業者の方に出すということになる。

委員 このフロー図で学識経験者の意見というようなものは、知事意見のところに反映されずに、どういう位置付けになってくるのか。

県 知事意見のところで反映される。

委員 説明会からの意見というものを、どのような形でそれが反映されたかをどの段階でそれがチェックされるのか。

県 このアセスの手續上の意見として求めようとしているものは、環境の保全の見地からの意見ということで、ここにこういうものが建ったらこういう環境に対する影響が考えられるのでしっかりやってほしいとか、そういう意見が出た場合は、我々も事業を実施する際には、そういうことに気をつけてほしい、といった意見を出すことになるかと思う。ただ、これを作るのは反対だ、賛成だといったような意見については、アセスの範疇外であるので、基本的に反映はされないことになるかと思う。

委員 諮問第11号の書類の2ページの最後に(6)事業者は説明会を開催しない場合には、その旨を知事に報告しなければならない、という項目があるが、ここはその上の(1)で説明会を開催しなければならないとしているので、単に実施しないということを報告するだけではなくて、開催しない場合はその旨とその理由を、というようにしておいた方がよろしいのではないか。

それから、3ページの右上の1行目に、対象事業を実施した者は事後調査を

行ったときは云々とあるが、これだと思わなかったときもあるかのように受け止められるが、4ページのフローを見ていると事後調査は必ずあるかのようになっているので、「事後調査を行ったときは」とする理由があればそれを教えてほしい。そうでなければ、「事後調査の結果を」とだけにすればいいのではないか。

県 2ページの(6)「方法書説明会を開催しない場合には」というところには、説明会を開催しない場合の報告の様式というのがあり、それによりどういう理由でやらないのかということについて報告してもらうことにしている。基本的には(5)のできない場合以外は開催しない場合に当たらないと考えている。

また、事後調査の実施等の部分については、事後調査というものはあくまでも評価書の方で事後調査を行う、といったものについてのみ実施されるものであり、その対象事業を実施している者、または対象事業を実施した者が出したその評価書の方に事後調査を行うという記載がない場合については、事後調査を行わなくてもよいというようになっている。

委員 そうすると、3ページの方は、たぶん「対象事業を実施した者が事後調査を行ったときは」とした方が誤解がないと思う。

県 先ほどの(6)の方は骨子案であるのであまり詳細に書いていないが、条例では、準備書説明会を開催しない場合については、きちんと報告しなさいという形になる。

もう一方の事後調査については、あくまでもこれは事業所によって事後調査を行わない場合もあることから、文面上は「行ったときは」と表現しているので、ご理解していただきたい。

委員 このアセスに関連して環境に関連する法規制についてお尋ねしたい。水質汚濁防止法、そのほかのアセスの環境関連の法規制についてであるが、国の法体系の順番からすると、水質汚濁防止法があって、その中にあるいろいろな規制・基準、項目と数値というものがある。それを受けた格好で都道府県知事は条例でもって横出し、上乘せ基準を設けている。それを報告書の中でも、評価書の中でも環境基準とその条例、双方を基準として事業所が判断することになると思うが、県条例の方の数字が甘いというケースがある。具体的にいうと、厳しくないというのか、国の法律が10としているのに県条例が20としているというその現象が二つぐらいの項目であった。県条例の方がもし緩い、甘い、大きな数字が入っているものがあるとすれば、それを見直ししていただけるのかどうか。

国の基準と県条例が同じか、もしくはもう少し厳しく、水質を保全するという意味でもう少し数値の小さい項目でいく方が妥当だと思う。水質関連でいうと、県条例の方の数値が逆転しているかどうかを確かめていただきたい。また、

もしそれを改正するいい機会であるとすれば、この機と一緒に改正案を議会の方に提出できないか。

県 公害防止条例の関係だと思うが、鉛やヒ素は当初、条例の方が厳しかったが、法律の方が厳しくなり、まだ我々は条例の見直しを行っていない。今、条例改正するかどうかについては、今回、環境基本法の中から「放射性物質を除く」という文面が消えた。そういう絡みもあるので、今後全般的にその見直しをかけなければいけないと思う。鉛やほかの項目もあるかとは思いますが、秋田県は条例のできた段階では、かなり厳しい条例だったという位置付けもある。また、その最近の状況や規制の状況を踏まえながら、もう一度見直しをしていきたいと考えている。

委員 秋田県内にも環境マネジメントのシステムを展開されているような事業者が結構あり、県庁はやめたということで非常に残念と思うが、その中で法律を遵守するという項目がある。二つ、国の法律の一覧表と県条例の一覧表を並べて、なぜ県条例の方の数値が甘いのかと、そういう単純な疑問を幾つも寄せられることがある。国のその改正のタイミングと県条例の改正タイミングが、ほぼ一緒の方が望ましいので、敏感に対応していただければと思う。

県 マネジメントはやめたわけではなくて、国の認証制度をやめて、そのノウハウをいただき、県独自のマネジメントでやっている。

また、今回はあくまでもアセス条例の改正であるので、今後は放射性物質の問題も出てくると思われるので、全般的な環境関連条例見直しについて、今後やっていかなければいけないというように考えているので、その際にはよろしくご審議いただきたい。

委員 資料2にある第2条2項で定めている対象事業というのは、12ページの別表で定めていると受け取れるが、その場合、発電事業は5番目の「事業用電気工作物（発電用のものに限る。）」というところで恐らく規制すると思う。この場合、まず自家用の発電は規制外になるということか。それともう一つ、現在行われている電力会社による余剰電力買取りは事業とみなすのか、それとも自家用の範囲とみなすのか。

県 この「事業用電気工作物」とは電気事業法という別の法律で定められている。自家用発電で、ここで規制しているのは、あくまで水力・火力発電所や地熱といったことを想定している。その中で例えば工場が自家用の発電を作った場合は、規模要件に該当すれば対象となる。風力発電が今までアセス法にも入っていなかったということで、国は政令を改正して風力発電を加え、1万キロワット以上のものを対象とした。県の方でもそれ規模以下であれば条例で対象とすることができるが、先ほど説明したように、今回の国の要件が1万キロワット

ということで、法の方でも80%以上が対象なるというものに対してあえて条例で対象とするのかというようなこともあり、今回は、そのような動向を見ながら、条例改正としないで法対象のもので状況を見ていくこととした。

確かに条例を作った段階で風力発電は対象にすべきでないかという議論も当時はあった。その段階ではクリーンなものであり、審議会からもご意見をいただき、対象としないということとした。最近、バードストライクなどいろいろな問題があるので、国の方で対象とした。国の方で1万キロワットを対象とするので、その規模以下のものについて条例で規制するのかどうかということを経験した結果、今回は法対象の方で十分その環境に配慮できるのではないかとということで、あえて条例対象とはしなかった。

委員 温泉に関して掘削をする場合は、この14番の土石採取又は鉱物の掘採という項目でその範疇に入れるようであるが、今後発電所用ではなく、温泉事業者の方などがボーリングする場合に、この環境アセスという概念が適用され出すのか。

県 基本的に温泉掘削については、条例では対象になっていない。土石の採取または鉱物の掘採の事業については露天掘りを想定しており、地中、地下にもぐって掘るのではなくて地上から順々に掘っていくような、鉱山の露天掘りのようなものを想定している。

委員 しかし、公園の中で掘るとき公園法の許可は、この土石採取、鉱物の採取で公園内の掘削の場合、許可が出るはずだが。

県 そこにもう一つ、50ha以上という面積要件がかかっている。

委員 ボーリングの場合は、採取する土石量、容積だと思うが。

県 容積の部分では条例の対象としていない。

委員 そうすると、例えば小規模な発電等をやろうとしたときに、それを国の方の法律では規模が小さすぎるけれども、県としての基準は。

県 地熱は先ほどの電気工作物のところに入っており、7,500キロワット以上が条例の対象になっている。公園等の特別地域の中では5,000キロワット以上ということになっている。

委員 だんだん小規模のものが増えるような傾向がある。非常に小規模なもの、例えばバイナリーといっているようなものをあちこちでやり出すようになると、その規模では小さすぎて問題にならないというようなとき、検討してほしい。

県 一応、規模要件、電気の場合は発電出力で対象にするか否かということを決めている。それより小さいものは、アセスの必要は条例上はないということになると思う。その規模については、今後検討はしていく予定である。

委員 風力発電の関連の話であるが、例えば他県では5,000キロワット以上でアセスにかけるという話があると思うが、他県の状況と比較して、現状がどうなっているか。また、洋上風力発電であるが、たぶん日本国内で男鹿半島の北の方あたりがその採算がとれる地域の一つというデータがある。そうすると、必ずこういう風力発電のニーズが出てくると思うが、その議論を、立地条件や規模も含めてしていく必要があると思う。

県 今回は他県の動向等を踏まえながら検討した結果、風力発電については、とりあえず国の法で対象とするので、この度の改正には入れないこととした。今後の立地状況を踏まえながら検討させていただきたいと考えている。

委員 この環境アセスメントの制度のあらましの5ページの一覧に記載している事業以外に対象となるものはないのか。

県 法律で決められているものはこの13事業だけである。条例の方については、先ほどの資料2の12ページに載せているが、例えばレクリエーション施設といったものを条例の方では横出ししている。規模までは記載していないが、そういう形で法律と条例と一体でアセス制度は進められている。